「第2期子ども・子育て未来プラン」の令和2年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、担当課が個々の事業の自己評価を行った後、その結果を基に、「子ども・子育て支援施策推進委員会」で、基本施策ごとの実施状況についての評価を行いました。

【評価ランク】

A:計画どおり、順調に進んでいる。

B: 概ね順調だが、不十分な点もある。

C:推進できている部分もあるが、不十分な点が多い。

D:推進の方法も含め、改善が必要である。

2 評価結果

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

基本施策(1)	評価	
教育・保育サービスの充実	В	

施策の方向性・目標

- 広く子どもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行う。
- ・ 乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努める。
- ・延長・休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実を図る。

- ・延長保育・休日保育では、実施施設を確保し、保育ニーズに対応することができた。
- ・障害児保育では、支援が必要な児童に対し発達状況に応じた保育士の加配を行った。
- 施設整備により利用定員が増加し、待機児童はゼロとなった。
- ・ 病児・病後児保育は、コロナの影響により実施施設数が減少した。 また、体調不良 児対応型については、施設側と調整がつかず実施できなかった。

基本施策(2)	評価
地域における子育て支援サービスの充実	В

全ての子育で家庭に対する支援を行うため、地域における様々な子育で支援サービスの充実に努める。

【評価の理由】

- 子育てサロンでは、コロナ禍においても子育て家庭への遊びの提供や保護者の悩み や相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うこ とができた。
- 子育て短期支援事業は、早朝夜間や宿泊、緊急時の利用ができることから、保護者 の育児不安や負担感の軽減を図ることができた。
- 一時預かり事業は、新型コロナの影響により人数は減少したが、利用ニーズには対応できた。
- ファミリーサポートセンターでは、コロナの影響により普通救命講習が実施されないことから会員養成講座の開催には至らなかったが、既サポート会員を対象とした研修を実施した。

基本施策(3)	評価
子育て支援のネットワークづくり	А

施策の方向性・目標

子育て世帯に分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がるよう支援していく。

【評価の理由】

子育て中の親子が利用できる施設を紹介する「子育てサロンマップ」や「親子のお出かけマップ」を訪問事業や庁舎窓口等で配布し、子育て家庭への周知や利用の促進を図ることで、子育てに関する不安解消につなげることができた。今後は、HPの充実やネットワークの拡大を検討する必要がある。

基本施策(4)	評価
子どもの健全育成	В

- ・放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な 放課後児童対策の推進を図る。
- 放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供する。

【評価の理由】

- ・地域学校協働本部は、スケジュールどおり黒磯中学校区と厚崎中学校区に新設し、 各中学校区でコロナ禍でもできることを模索して事業に取り組めた。
- ・公設児童クラブ2施設を新規整備。待機児童もゼロとなった。

基本施策(5)	評価
地域における人材育成	С

施策の方向性・目標

- ・保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士など の就職を支援する。
- 関係職員の資質や専門性を向上させ、教育・保育を支える基盤の強化を図る。

【評価の理由】

・コロナの影響により、保育士確保や質の向上等に関する各種研修が実施できなかった。また、作新学院大学での就職説明会も中止となったため、新たに募集パンフレットを作成して配布した。今後はコロナ禍での開催方法を検討する必要がある。

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本施策(1)	評価
子どもの虐待防止と救済	А

施策の方向性・目標

- ・子ども・子育て総合センターを早期に「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、相談体制などの充実強化を図る。
- ・保健センターや医療機関、保育施設などと連携しながら予防や早期発見、早期対応 に努める。
- ・要保護児童対策地域協議会において、児童の情報共有や支援内容の検討・協議を行い、関係機関で連携しながらきめ細かな支援を行う。
- 身近なところで見守り支援するためのネットワーク構築に努める。

【評価の理由】

- ・子ども・子育て総合センターを、令和3年度から「子ども家庭総合支援拠点」と位 置付けるための体制整備を進めることができた。
- 関係機関との連携による早期発見 早期対応により、虐待の重度化を防ぐことができた。

基本施策(2)	評価
ひとり親家庭等の自立支援の推進	В

施策の方向性・目標

ひとり親に対する相談体制の充実を図るとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について関係機関と連携して取り組む。

- ・生活の安定のため、技能や資格取得の支援、各種手当や医療費助成、生活福祉資金 貸付などを実施した。
- ・面会交流や養育費については、ひとり親家庭福祉連合会による周知事業がコロナにより実施できなかったため、パンフレット等で啓発を行った。

基本施策(3)	評価
支援児施策の充実	В

- 関係機関が連携し早期発見に努め、家族も含めた支援に取り組む。
- 発達支援システムを活用し、適切な支援を切れ目なく行い、子どもの社会参加や自立を目指す。
- 専門家や福祉関係者等で構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを 通じて、支援体制の充実強化を図る。
- 身近な地域で相談や支援が受けられるよう、療育・支援体制の充実強化を図る。

【評価の理由】

- 新型コロナ感染拡大防止のため時間や規模を縮小したが、各種巡回相談等は概ね計画どおり実施し、状況把握や必要な支援への対応を行った。
- 発達支援システム登録や進学・就職の際に関係機関と会議を行い情報共有することで、適切な支援方法を検討することができた。
- 居宅介護や短期入所など療育の機会を確保することで、障害のある子どもや家族の 負担軽減を図ることができた。

基本施策(4)	評価
子どもの居場所づくり	В

施策の方向性・目標

- ・ネグレクトなどの状況にある要支援児童の居場所をつくり、孤立感を深めないよう 支援を行う。
- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すための支援を行う。

- 要支援児童放課後応援事業を市内2か所で実施。ネグレクトなどの状況にある児童 生徒に食事や学習のできる居場所を提供することで、健全な育成と自立につなげる ことができた。
- ・不登校児童生徒のサポートのため、学校と家庭との連携を強化するとともに、教育 支援カウンセラーによる教育相談体制を強化した。

基本方針3 母子保健事業の充実

基本施策(1)		評価
妊産婦・乳幼児	記に関する切れ目のない支援体制の充実	В

施策の方向性・目標

- 子育て世代包括支援センターの役割を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、 切れ目のない支援体制の充実を図る。
- 母親学級や各種健診など様々な機会を捉えて、専門職による健康教育・相談等を実施する。

【評価の理由】

- 保健センター2か所を子育て世代包括支援センターとして位置付け、総合的な相談 支援を実施した。
- ・コロナの影響により母親学級は中止、各種健診は数か月延期したが回数を増やして 実施した。相談等は計画どおり実施した。

基本施策(2)	評価
学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実	В

施策の方向性・目標

・ 思春期における身体発達や性機能の発達に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進する。

【評価の理由】

・市内の中学校10校のうち、7校で実施できた。また、新型コロナ感染拡大防止の ため、集団での対面の教育ではなく、zoomで各教室に配信して実施した学校もあった。

基本施策(3)	評価
食育の推進	В

・食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達の段階に応じた学習や情報提供を行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を推進する。

【評価の理由】

- 健診等での食に関する情報提供では、コロナの影響により食生活改善推進員としての活動は中止し、管理栄養士による個別支援を行った。
- ・学校給食では、コロナの影響により地場産食材の確保に苦慮したが、概ね目標値に 近づけることができた。
- 学校農園での体験作業は、コロナの影響により規模を縮小した学校が多く、おにぎり調理体験は13校が未実施となった。

基本施策(4)	評価
子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	В

施策の方向性・目標

孤立する親に手を差し伸べられるよう、地域における様々な活動をネットワーク化し、子どもを見守り育てていける地域づくりを推進する。

- ・コロナの影響により活動に制限がある中でも、民生委員・児童委員による短時間訪問や電話等による見守り活動を実施した。
- 子育てサロンでは、コロナ禍においても子育て家庭への遊びの提供や保護者の悩み や相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うことができた。
- 地域学校協働本部は、スケジュールどおり黒磯中学校区と厚崎中学校区に新設し、 各中学校区でコロナ禍でもできることを模索して事業に取り組めた。

基本施策(5)	評価
小児医療等の充実	А

- ・小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療について、県や近隣市町等と の連携のもと基盤整理に取り組む。
- ・県の周産期医療システムのもと、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努める。
- 18歳までの子どもの保険診療分の自己負担分を助成する。
- 適正かつ効率的な予防接種を実施するとともに、任意予防接種については、市単独 の接種費用助成事業を行う。

【評価の理由】

- ・好産婦健診やこども医療費助成により、経済的負担を軽減することができた。
- 医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問等の支援ができた。
- 任意予防接種のおたふくかぜ予防接種費用の一部を助成。また、新型コロナとの同時流行を防止するため、令和2年度のみとなるがインフルエンザ予防接種費用の一部を助成した。

基本施策(6)	評価
不妊治療対策	Α

施策の方向性・目標

• 不妊治療費助成制度の周知と不妊治療費助成を継続して行います。

【評価の理由】

・保険診療適用外となる費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減することができた。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策(1)	評価
仕事と子育ての両立支援の推進	С

施策の方向性・目標

- 男女がともに子育てと仕事の両立ができるよう、子育てしやすい職場環境について、 国、県等と連動し事業主等への要請を図ります。
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、地域における子育て環境を整備するとともに、 子育て支援関係団体のネットワーク化や協働の仕組みづくり、地域における意識の 高揚などを図る。
- 父親の育児参加の促進や、育児休業等の取得を促す広報活動を行う。

- ・男女共同参画情報「みいな」を広報紙内で隔月発行。また、WEB版の発行で、より 多くの方に情報発信を行うことができた。
- コロナの影響により、男女共同参画フォーラムやセミナー等が実施できなかった。
- ・仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて、国・県や関係機関の発 行したパンフレットやポスターを活用し啓発を行ってはいるが、効果の把握ができ ていない。

基本方針5 教育環境の整備

基本施策(1)	評価
次代の親の育成	В

施策の方向性・目標

•様々な体験を通じて子どもが成長できる体制を整え、知識と経験の獲得を推進する。

【評価の理由】

- ・中学校海外交流事業では、コロナの影響によりオーストリアのリンツ市との相互交流ができなかったため、メッセージビデオを作成した。
- ・コロナの影響により、中高生の乳幼児ふれあい体験や社会体験活動(マイ・チャレンジ)が実施できなかった。
- 各種体験活動については、コロナ禍でも安全安心に実施できる方法や、代替案についても検討する必要がある。

基本施策(2)	評価
子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	В

施策の方向性・目標

- 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や、外部人材の協力による学校活 性化等の取り組みを推進する。
- ・いじめ、非行等の問題行動、不登校などに対応するため、専門的な相談体制の強化 や学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図る。
- 優れた指導者の育成・確保や指導方法の改善等により、体育の授業を充実させる。
- 適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。

- ICT の活用にあたり、計画どおり GIGA スクール用端末の整備を実施した。
- 全小中義務教育学校に ALT を配置し、発達の段階に応じた英語教育を推進した。
- コロナの影響により中止になった事業の代替として、英会話を学ぶための動画を児童生徒がYouTubeで視聴できるようにした。
- コロナの影響により、各種体験・交流活動等が実施できなかった。

基本施策(3)	評価
家庭や地域の教育力の向上	В

- ・家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの健全な育成に欠かせないため、より多くの親に家庭教育に関する学習の機会を提供し、資質・教育力の向上を図る。
- ・ 親同士の交流や地域住民とのコミュニケーションの構築など、様々な人たちが子ど もと子育て家庭に関わり、支え、見守っていけるよう、家庭教育を推進する環境づ くりを進める。

【評価の理由】

- ・コロナの影響により中止となった事業もあるが、家庭教育通信の発行や親学習の資料を配布するなど、情報発信による家庭教育支援を実施した。
- 地域学校協働本部は、スケジュールどおり黒磯中学校区と厚崎中学校区に新設し、 各中学校区でコロナ禍でもできることを模索して事業に取り組めた。
- 子育てサロンでは、コロナ禍においても子育て家庭への遊びの提供や保護者の悩み や相談へのアドバイスを行うとともに、子育て情報の発信など適切な支援を行うことができた。

基本施策(4)	評価
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	В

施策の方向性・目標

- 街中には子どもへの悪影響が懸念される有害情報があられているため、関係業界に 対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進する。
- SNS 等でのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、 児童生徒や保護者向けに講演会等を行う。

- 各学校で情報教育を実施した。また、クラウド利用に関する研修も実施した。
- ・コロナ禍においても、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して巡回指導活動を実施した。

基本施策(5)	評価
いじめ・体罰防止と救済	А

※いじめの防止・早期発見

- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- •学校、家庭、地域及び関係機関と連携して実態把握に努め、必要な啓発活動を行う。
- 通報及び相談体制を整備するとともに、いじめが発生した場合は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣する。

※いじめへの対応

- ・いじめの報告があった場合は、速やかに事実の把握を行い、関係する児童生徒への ケア及び指導を行うとともに、他の児童生徒へも必要な措置を講じる。
- ケースによっては、警察と連携した対応が取れるよう体制を構築する。

※学校評価、学校運営改善の実施

- ・学校の体制評価のため、学校評価等を活用する。
- ・教職員が取り組みやすくなるよう、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が参画する学校評議員制度等の活用により、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

※体罰の防止

- 虐待防止の啓発及び相談体制を整備し、虐待防止施策を推進する。
- 教育・保育現場で研修等を実施し、体罰防止施策を推進する。

- 学校教育課内にスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制を整備するととも に関係機関等との連携が図られた。また、スクールカウンセラーによる相談体制も 整備済。
- いじめの現状について、各学校への聞き取り調査やアンケート調査により実態を把握し、関係する児童生徒へのケアや指導を行うことができた。
- 学校評議員会については、概ね計画どおりに開催できた。
- ・虐待に関しては、関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・ 早期対応につなげることができた。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

I	基本施策(1)	評価
	安心して外出できる環境の整備	В

施策の方向性・目標

道路や公共施設のバリアフリー化等により、妊産婦や子ども・子育て家庭に配慮された環境を整え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

【評価の理由】

- 学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路安全プログラム」に沿った安全 対策を実施した。
- 都市公園の遊具の修繕等については、コロナ対策を優先したため、計画どおり実施できなかった。
- ・屋外イベントで使用する「移動式赤ちゃんの駅」は、コロナの影響によりイベントが中止となったため、貸出実績なし。

基本施策(2)	評価
子どもの安全の確保	В

施策の方向性・目標

・防犯教室や交通安全教室の実施及び自主防犯組織との連携などにより、地域全体で子どもを見守っていく環境を構築する。

- ・新1年生全員に、防犯ブザーを配布した。
- 子どもが緊急時に駆け込める「こどもを守る家」の設置件数を増やすことができた。
- ・自治会等に、防犯カメラや防犯灯の設置費の助成を実施した。
- ・コロナの影響を受け、防犯教室は実施できず交通安全教室も多くが実施できなかったが、屋外歩行訓練を行うことができた。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

基本施策(1)		評価
子どもへの教育支援や学校生活の経済的支	援	В

施策の方向性・目標

- スクールソーシャルワーカーが中核となり地域社会との多様な連携を生み出し、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- 高校中退となる前での支援の充実及び中退後の継続的なサポートを実施する。
- 子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を実施する。
- 就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯に活用されるよう周知を図る。

【評価の理由】

- コロナ禍においても、個の学びに家庭学習を連動させるなど、日々の授業において 指導方法の改善・工夫に努めた。
- スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学 支援を実施した。
- ・生活保護及準要保護世帯の小学4年生~高校生を対象に学習支援を実施した。
- 奨学資金の給付や貸与により、就学の機会を確保した。
- コロナの影響により、音楽鑑賞教室や演劇公演は中止した。

基本施策(2)	評価
生活の安定のための支援	В

施策の方向性・目標

- 親の妊娠・出産期から悩みを抱える家庭の早期把握に努め支援を行う。
- 子どもが安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援を行う。

- ・コロナ対策を講じながら、妊産婦や乳幼児への各種相談・支援を実施した。
- 児童手当、児童扶養手当の支給及び各種医療費の助成により、保護者の経済的負担 を軽減できた。
- ひとり親家庭への資金貸付により、生活の安定を図ることができた。

基本施策(3)	評価
保護者の自立に向けた支援	В

- 家計の安定のための支援と併せて、適切な労働環境を確保できるよう支援する。
- ひとり親家庭に対し、個々の事情を考慮した就労支援を行う。
- ひとり親家庭の養育費の安定的な確保のための情報提供・相談支援を行う。

【評価の理由】

- 母子父子自立支援プログラムによる就労支援、自立支援を行った。
- ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業により、資格取得や就労を支援した。

基本施策(4)	評価
支援が必要な家庭を支える体制づくり	А

施策の方向性・目標

- ・出生前から社会的自立が確立されるまでの、継続的な支援体制を構築する。
- 子どものライフステージに応じた、切れ目のない支援を講じるために必要な情報共 有、連携促進を図る

- •「那須塩原市子ども・子育て夢基金」を新設。子どもたちが健やかに育つ環境づくり のため、市民団体等による地域での活動を支援する制度を創設した。
- スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学 支援を実施した。

基本方針8 子どもの権利の保障

基本施策(1)	評価	
子どもの権利侵害からの救済	А	

施策の方向性・目標

子どもの権利の侵害が起きた場合は、速やかに各機関で相談や支援ができる体制を 構築し、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、子どもの最 善の利益を確保する。

【評価の理由】

- ・虐待に関しては、関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・ 早期対応につなげることができた。
- ・学校教育課内に相談窓口を設置済。また、スクールカウンセラーによる相談体制も 整備済。
- スクールソーシャルワーカーによる困窮家庭支援や不登校児童生徒への登校や進学 支援を実施した。

基本施策(2)	評価
子どもの権利に関する啓発活動	С

施策の方向性・目標

子どもの権利についての更なる理解を深めてもらえるよう、様々な機会を利用して 子どもの権利条例の周知を図る。

【評価の理由】

リーフレット等は作成しているが、子どもや大人が理解を深めるまでには至っていない。